

用語の解説

- ・ **保険者**

県内には 28 保険者があり、下記のとおりである。

保険者名・・・北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川町、粕屋町、荻田町、みやこ町、福岡県介護保険広域連合

福岡県介護保険広域連合の加入市町村は、33 団体である。

- ・ **第 1 号被保険者**

市町村又は特別区の区域内に住所を有する 65 歳以上の者をいう。

ただし、住所地特例に該当する場合や身体障害者福祉法に基づく障害者支援施設等の適用除外施設に入所している場合は、当分の間、第 1 号被保険者とはならない。

- ・ **第 2 号被保険者**

市町村又は特別区の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者をいう。

- ・ **認定率**

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第 1 号被保険者に対する第 1 号被保険者の要介護・要支援認定者をいう。

県年報の認定率についても、第 2 号被保険者は除いて計算している。

【算出】認定率＝65 歳以上の要介護・要支援認定者数÷第 1 号被保険者数 (65 歳以上)

- ・ **前期高齢者、後期高齢者**

65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者という。

- ・ **要支援・要介護認定者**

要介護（要支援）認定の結果、要介護 1～5 と認定された者を要介護認定者、要支援 1，2 と認定された者を要支援認定者という。

- ・ **住所地特例**

介護保険施設等に入所することにより、その施設の所在地に住所を変更したと認められる被保険者については、住所変更以前の住所地の市町村を保険者とする特別措置。